

散 射 韻

群馬県高崎市の県立公園にある韓国・朝鮮人の強制連行犠牲者の追悼碑が「問題」

となつてゐる。公園を管理する県が「追悼碑が政治利用されている可能性がある」として、設置許可の更新を保留しているからだ。場合によつては撤去の可能性もある。

県が問題視しているのは、二〇一二年に碑の前で行われた追悼集会。朝鮮学校を高校授業料無償化の対象外とする政府方針を参加者が批判したことなどが、政治的行事を行わないという設置許可条件に抵触する恐れがあると指摘する。県は碑を管理する団体は「かつての治安維持法を想起させる」などとして拒否している。

碑は二〇〇四年に設置された。「わが国が朝鮮人に對し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事實を深く記憶にとどめ、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する」などと刻まれ、毎年、追悼集会が開催されている。突然のように県が姿勢を変えた背景には、「市民」からの相次ぐ抗議がある。二〇一二年以降、「碑文が反日目的なので撤去して」などと約百件が寄せられ、今回の問題が表面化した四月下旬以降も同様の抗議が続いている。韓国・朝鮮人をターゲットにヘイスピーチ（憎悪表現）を繰り返してきた団体が関与しているとの見方もある。

憲法をめぐつても、自治体の姿勢の揺れ

過剰反応と自主規制

が目立ち始めた

千葉県白井市は四月、市民団体などの集会やイベントを共催・後援する基準を厳しくした。これまで「政治的・宗教的目的を有する行事」について共催・後援を認めていなかつたが、「政治的・宗教的色彩を有する行事」に変えた。きっかけは、保守系の市議が市議会で護憲団体の集会を後援した理由をただしたことだつた。

千葉市も共催・後援しない基準として、「一般的に論点が分かれているとされる思想、事実等について主観的考え方を主張するとき認められるとき」や「そのおそれのあるとき」を加えた。

「色彩」「おそれ」とは何かはつきりしない。こうしたあいまいな表現では、市による恣意的運用、拡大解釈も可能となりかねない。

自治体だけではない。高知市の土佐電気鉄道は、毎年五月三日の憲法記念日に合わせて市民団体が企画していた護憲をPRする路面電車の運行を中止した。同社は從来も意見広告を禁じていたが、護憲PR電車については「国民の義務として順守しよう」と認めていたが、「意見広告だ」と市民から抗議を受けたのを契機に態度を変えた。

自治体が護憲集会を後援することは政治的なのだろうか。憲法・第九十九条にはこう記されている。「天皇又は摂政及び國務

大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。京都市教委のように、この義務を理由に、改憲集会の後援申請を断るケースもある。強制連行では、筆舌しがたい苦痛を隣国人々に与えた。高崎市が、一部の「市民」の声に押され、追悼碑の設置許可更新を認めなければ、こうした事実を否定することにつながりかねない。

高崎市にしても白石市にしても、深い思慮があつたと思えない。トラブルを避けようという安易な「事なき主義」の側面が多い。だが、政治的に装おうとするあまり、逆に政治的問題になつてしまつというパラドックスに自ら陥ってしまつてゐる。

こうした動きは、安倍政権の「改憲路線」と無縁ではない。特定秘密保護法の制定、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認の検討、従軍慰安婦問題を謝罪した「河野談話」や植民地支配・侵略を謝罪した「山村談話」の見直しの動きなどが、自治体の過剰反応と自主規制を引き起こしているとも言える。

終戦から六十九年。かつて日本は、泥沼の戦争に突入し、多くの人命を犠牲にし、そして敗れた。その反省のうえに、今の憲法がある。自治体に求められているのは、時の政府の意向に過剰反応したり、自主規制したりすることではない。首長の見識と覚悟が問われている。